船舶の変更登録申請

船舶法第6条の2、第10条、第11条
（総トン数20トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

変更の事実が生じた日から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

＜法務局の船舶登記簿の表題部(船名、船籍港、総トン数等)に変更が生じる場合＞

- 法務局へ嘱託するための登録免許税 1，000円分の収入印紙
- 返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）

【添付書類】

- 所有者の変更(名義人、住所など)の場合
  法務局の船舶登記登録事項証明書又は船舶登記簿謄本、抄本もしくは登記済証
- 船籍港の変更で所有者の住所地を船籍港としない場合
  所有者の住所地に船籍港を置かない理由を記載した書面（置籍願など）
- 総トン数の変更
  総トン数の変更の結果がわかる書面〔通知様式第2号〕
- 表示事項の変更
  臨検調査書、など

【手数料】

- 登録手数料（変更） 6，700円（船舶法施行細則第48 条）
  ※管海官庁(運輸局等)の管轄区域外に船籍港を変更する場合は 13，500円
  ※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付
- 船舶国籍証書の書換手数料 4，500円（英語併記の場合は7，500円）（船舶法施行細則第51 条）
  ※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

※変更登録と証書の書換は、同時に申請する必要があります。（船舶法施行細則第31 条）

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（事務所）

記載例　総トン数を変更する場合
※備考も参照のこと

〔申請様式第３号〕

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の区分	□①新規登録 ■②変更登録及び船舶国籍証書の書換 □③船舶国籍証書の再交付 □④英語記載の追加又は変更 □⑤抹消登録	2 船舶の番号	123456
		IMO 番号	IMO 番号を取得している場合に記入する。
（ふりがな） 3 船　名			※記載を省略することができる。
ローマ字表記			
（ふりがな） 4 船籍港			※記載を省略することができる。
ローマ字表記			
（ふりがな） 5 所有者の氏名又は名称及び住所			※記載を省略することができる。
ローマ字表記			
（ふりがな） 6 造船地及び造船者			※記載不要
ローマ字表記			
7 変更事項	新	旧	
	総トン数　220トン	総トン数　199トン	
8 申請の原因	改造		
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加・変更		

令和２年９月30日

北海道札幌市中央区大通西十丁目１番１号
申請者　船舶測度株式会社
代表取締役　測度一郎

北海道小樽市港区一丁目１番１号
代理人
海事代理士　船舶二郎

北海道運輸局長　殿

（日本産業規格A列４番）

記載例　船名を変更する場合
※備考も参照のこと

〔申請様式第３号〕

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の区分	□①新規登録 ■②変更登録及び船舶国籍証書の書換 □③船舶国籍証書の再交付 □④英語記載の追加又は変更 □⑤抹消登録	2 船舶の番号	123456
		IMO 番号	IMO 番号を取得している場合に記入する。
（ふりがな） 3 船　名	せんぱく 船舶丸		
ローマ字表記			
（ふりがな） 4 船籍港	※記載を省略することができる。		
ローマ字表記			
（ふりがな） 5 所有者の氏名又は名称及び住所	※記載を省略することができる。		
ローマ字表記			
（ふりがな） 6 造船地及び造船者	※記載不要		
ローマ字表記			
7 変更事項	新	旧	
	船名　船舶丸	船名　第一測度丸	
8 申請の原因	船名変更		
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加・変更		

令和２年９月30日

北海道札幌市中央区大通西十丁目１番１号
申請者　船舶測度株式会社
代表取締役　測度一郎

北海道小樽市港区一丁目１番１号
代理人
海事代理士　船舶二郎

北海道運輸局長　殿

（日本産業規格A列４番）

記載例　所有者変更にあわせて船名、船籍港を変更する場合
※備考も参照のこと

〔申請様式第３号〕

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の区分	□ ①新規登録 ■ ②変更登録及び船舶国籍証書の書換 □ ③船舶国籍証書の再交付 □ ④英語記載の追加又は変更 □ ⑤抹消登録	2 船舶の番号	123456
		IMO 番号	IMO 番号を取得している場合に記入する。
（ふりがな） 3 船　名	おたる 小樽丸　※変更後の船名を記載する。		
ローマ字表記			
（ふりがな） 4 船籍港	ほっかいどうおたるし 北海道小樽市　※変更後の船籍港を記載する。		
ローマ字表記			
（ふりがな） 5 所有者の氏名又は名称及び住所	かぶしきかいしゃ　おたるかいうん 株式会社　小樽海運　※変更後の所有者を記載する。 ほっかいどうおたるしみなとまち 北海道小樽市港町4番4号		
ローマ字表記			
（ふりがな） 6 造船地及び造船者	※記載不要		
ローマ字表記			

7 変更事項	新	旧
	船名：小樽丸 船籍港：北海道小樽市 所有者：株式会社小樽海運 北海道小樽市港町４番４号	船名：第一測度丸 船籍港：　北海道石狩市 所有者：船舶測度株式会社 北海道札幌市中央区 大通西十丁目１番１号

8 申請の原因	売買により所有者変更、船名変更及び船籍港変更
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加・変更

令和２年９月30日

北海道小樽市港町４番４号
申請者　株式会社小樽海運
代表取締役　海運三郎
※新所有者からの申請

北海道小樽市港区一丁目１番１号
代理人
海事代理士　船舶二郎

北海道運輸局長　殿

（日本産業規格A列４番）

（ 日本産業規格A 列4 番）

備考 1 申請の区分は、① から⑤ までのうちから選択すること。

1 － 2 新規登録、変更登録及び船舶国籍証書の書換又は船舶国籍証書の再交付の申請の際に、英語記載の追加の申請を併せて行うことができる。

1 － 2 － 1 新規登録の申請に際し、英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「① 新規登録」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 － 2 － 2 変更登録の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望
する場合は、申請区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 － 2 － 3 変更登録の申請に際し、既に英語併記の船舶国籍証書を受有している場合には、申請区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「変更」に○ 印を付すこと。

1 － 2 － 4 船舶国籍証書の再交付の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「③ 船舶国籍証書の再交付」を選択し、「9船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に○ 印を付すこと。

1 － 3 現在、受有している船舶国籍証書を英語併記の船舶国籍証書にしようとする場合又は現在、受有している英語併記の船舶国籍証書の記載事項を一部変更する場合（ 変更登録を行わない場合。例えば、「Kabushiki kaisya」を「Company」、「Co,Ltd」に変更する場合等。） には、申請区分の「④ 英語記載の追加又は変更」を選択すること。

2 必ず船舶の番号を2 の欄に記載すること。ただし、新規登録の申請を行おうとする場合（ 番号及び信号符字の内定を受けている場合を除く。）には空欄とする。

2 － 2ＩＭＯ 番号が付与されている船舶について、登録の申請をする場合には、船舶の番号とともにＩ Ｍ Ｏ 番号を記載すること。

3 船名は、申請の区分が「① 新規登録」、②「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（ 船名変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（ 再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。） 又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合、3 の欄に必ず記載し、漢字の船名にあってはふりがなを付記すること。（ ローマ字、英語のみの船名の場合、ふりがなの付記は必要ない。）

また、船名の変更の場合には、変更後の船名を記載すること。

3 － 2 上記3 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船名のローマ字による表記（ 英語表記を含む。） を記載すること。

3 － 3 船名と同一の音の英語表記を船体に表示しており、かつ、その事実が証明できるときには、ローマ字による表記に代えて現に船体に標示している英語による表記を用いることができる。（ 船名変更しようとする場合も同様とする。）

4 船籍港は、申請の区分が「① 新規登録」、② 「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（ 船籍港変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（ 再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。） 又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、4 の欄に記載し、ふりがなを付記すること。船籍港の変更の場合には、変更後の船籍港を記載すること。

4 － 2 上記4 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船籍港のローマ字による表記を記載すること。

5 所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「① 新規登録」、② 「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（ 所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限る。）、「③ 船舶国籍証書の再交付」（ 再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。） 又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、5の欄に記載し、ふりがなを付記すること。所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合には、変更後の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

5 － 2 上記5 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、

所有者の氏名又は名称及び住所のローマ字による表記を記載すること。

5 － 3 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が、「① 新規登録」又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合には、所有者全員について記載すること。なお、共有者が多数の場合には、別紙を添付することができる。

5 － 4 上記5 － 3 以外の申請の区分の場合には、船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所については、持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。

なお、持分筆頭者が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の場合にあっては、次に持分の多い所有者を記載すること。

5 － 5 定款等により英語による名称を定めていることが証明されるときには、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる(所有者の氏名又は名称を変更しようとする場合にまた同じ。)。

5 － 6 申請の区分「① 新規登録」又は「④ 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、共有者の氏名又は名称及び住所(ローマ字による表記を含む。)については、別紙を添付することができる。

6 造船地及び造船者は、申請の区分「① 新規登録」又は「④ 英語記載の追加又は変更」の場合に、6 の欄に記載し、造船地及び造船者には、ふりがなを付記すること。

6 － 2 上記6 の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、追加又は変更を希望する場合には、造船地及び造船者のローマ字による表記を記載すること。

6 － 3 定款等により英語による名称を定めて国内の造船者であることが証明される場合、又は外国の造船者の場合には、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる。

7 申請の区分の「② 変更登録及び船舶国籍証書の書換」を申請しようとする場合には、7 の欄に新旧事項をともに記載すること。変更事項が、船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所の場合には、ふりがなを付記すること。

7 － 2 申請の区分「④ 英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、新の欄に記載した新たな事項(船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所に限る。) について、ローマ字による表記を付記すること。この場合に、3 － 3 又は5 － 2 により英語による表記を記載できる場合に該当するときは、当該英語による表記を付記することができる。

7 － 3 変更事項については、別紙様式による変更事項新旧対照表を添付することができる。

8 申請の原因の欄は、「新造」、「○ ○ 国○ ○ 社から買受け」、「○ ○ 国○ ○ 氏から買受け」、「改造」、「修繕」、「売買により所有者変更」、「所有者の住所変更」、「毀損」、「英語記載の追加」、「英語記載の変更」、「沈没」、「滅失」、「解撤」、「○○ 国○ ○ 社に売渡し」、「○ ○ 国○ ○ 氏に売渡し」等を記載すること。

8 － 2 海外売船等により旗国が日本以外の国となったことにより抹消登録を申請する場合には、申請の原因の欄に新しい旗国(新しい旗国が未定又は不明の場合には、売却した国名) を付記すること。

9 申請の区分「④ 英語記載の追加又は変更」を選択しない場合には、ローマ字(英語表記を含む。) による表記の記載を要しない。

(様式)

変更事項新旧対照表

新	旧

(日本産業規格A 列4 番)